社会福祉法人　やまと医正会

地域密着型特別養護老人ホーム　第三みづま敬和苑
（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設）
運営規程

第１章　総則

（規程の目的）

第1条

この規程は、社会福祉法人やまと医正会が行う、特別養護老人ホーム第三みづま敬和苑（以下「施設」という。）が、介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規程に基づき、施設の運営に関する事項を定め、効果的な施設運営と入居者に対する適正なサービスを確保することを目的とする。

（施設の目的及び運営の方針）

第２条

施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築くと共に、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自律的な日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。

２　施設は、入居者の立場に立って小規模生活単位型指定介護福祉施設サービスを提供するように努めるものである。

３　施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設その他の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努めるものとする。

（施設の名称等）

第３条

施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名称　　社会福祉法人やまと医正会
　　特別養護老人ホーム　第三みづま敬和苑

２　所在地　　福岡県久留米市三潴町西牟田６１４５番地の２

（入居定員）

第４条

入居定員　　２９名

ユニット数　　３ユニット（各ユニット１０名、うち１ユニットは９名）

（定員の遵守）

第５条

施設は、入居定員及び居室の定員を越えて入所させてはならないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第２章　職員の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種、員数）

第６条

施設に勤務する職種、員数は、次のとおりとする。

①	施設長　（管理者）	１名	
②	事務員	１名	
③	医師　　（ 非常勤）	１名	（非常勤）
④	生活相談員	１名	
⑤	看護職員	１名以上	
⑥	介護職員	１０名以上	
⑦	介護支援専門員	１名	
⑧	機能訓練指導員	１名	（本体施設と兼務）
⑨	栄養士	１名	（本体施設と兼務）

２　前項に定めるもののほか、必要に応じ予算の範囲内で職員を置くこととする。

（職務の内容）

第７条

前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとし、職員の具体的な業務分担については別に定める。

①　施設長

理事会の決定する方針に従い、施設の運営管理を一元的に行う。

②　事務員

施設の庶務及び経理の事務処理に関する業務を行う。

③　医師

入居者の診療と健康管理及び保健衛生の指導を行う。

④　生活相談員

入居者の生活相談、指導に関する業務を行う。

⑤　看護職員

入居者の健康管理に努め医師との連絡調整を図る。

⑥　介護職員

入居者の日常生活全般の介護の提供にあたる。

⑦　介護支援専門員

入居者の施設サービス計画の作成等を行う。

⑧　機能訓練指導員

入居者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練指導、助言を行う。

⑨　栄養士

献立の作成、栄養の計算、栄養指導、食品の管理及び調理指導にあたる。

⑩　調理員

利用者の調理の提供にあたる。

（勤務体制の確保等）

第８条

施設は、入居者に対し、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めるものとする。

２　施設は、当該施設の職員によって指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供するものとする。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
３　施設は職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

第３章　入居及び退居

（内容及び手続の説明及び同意）
第９条
施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供に際しては、入居決定時、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により入居申込者の同意を得るものである。

（受給資格等の確認）
第１０条
施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
２　施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供するように努めるものとする。

（入退居）
第１１条
施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供するものとする。
２　施設は、正当な理由なく、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供を拒んではならないものとする。
３　施設は入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な処置を速やかに講じるものとする。
４　施設は、入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めるものとする。
５　施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で検討するものとする。
６　施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。
７　施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業所に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（要介護認定の申請に係る援助）

第１２条

施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるような必要な援助を行うものとする。

２　施設は、要介護認定の更新が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

（入退居の記録の記載）

第１３条

施設は、入居に際しては入居の年月日及び施設の名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

（入居者の入院期間中の取扱い）

第１４条

施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居することができるようにするものとする。

第４章　施設サービスの内容

（施設サービス計画の作成）

第１５条

施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービスの計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

２　計画担当介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供に当たる他の職員と協議の上、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。

３　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得るものとする。

４　計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

５　第１項から第３項までの規程は、前項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（施設サービスの取扱方針）

第１６条

施設は、入居者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うものとする。

２　指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。

３　施設の職員は、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

４　施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行わないものとする。

５　施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（介護）

第１７条

介護は、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

２　施設は、１週間２回以上、適切な方法により、入居者を入浴させるものとする。ただし、医師の指示により入浴させることができない場合は、身体の清拭を行うものとする。

３　施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。

４　施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、適切に取り替えるものとする。

５　施設は、入居者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。

６　施設は、入居者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第１８条

食事の提供は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮し、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に実施するものとする。

２　食事の提供は、入居者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めるものとする。

（相談及び援助）

第１９条

施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等な的確な把握の努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

（社会生活上の便宜の供与等）
第２０条
　施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入居者のためのレクリエーション行事を行うものとする。
２　施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
３　施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

（機能訓練）
第２１条
　施設は、入居者に対し、第１５条の介護計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

（健康管理）
第２２条
　施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとるものとする。

（衛生管理等）
第２３条
　施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
２　施設は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように感染症への対策方法を整備し、感染症管理体制の徹底を図るものとする。

（協力医療機関）
第２４条
　協力医療機関及び協力歯科医療機関は、次のとおりとする。
　　協力医療機関　　医療法人八女発心会　姫野病院
　　所在地　　福岡県八女郡広川町大字新代２３１６番地

　　協力医療機関　　医療法人　広川病院
　　所在地　　八女郡広川町新代９３０番地
　　協力歯科医療機関　　福岡歯科クリニック
　　所在地　　大牟田市歴木１８０７番地８０

第５章　利用料その他の費用

（利用料等の受領）
第２５条

施設は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には、入居者から別表１に掲げる利用料の一部及び食事の負担額の支払を受けるものとする。

ただし、入所者が利用料の減免の認定を受けているときは、その認定に基づく支払を受けるものとする。

２　施設は、前項に定めるものほか、別表２に掲げるその費用の支払を受けることができる。

３　施設は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの費用に当たっては、入居決定時に、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

第２６条

施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付するものとする。

第６章　施設利用に当たっての留意事項

（留意事項）

第２７条

入居者は次の事項を守らなければならない。

①　職員の指導に従い、入居者相互の友愛と親和を保ち、日常生活において心身の安定を図るよう努めること。

②　施設及び居室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。

③　建物、備品及び貸与物品は大切に取扱うよう努めること。

④　火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。

ア　喫煙は、所定の場所で行うこと。

イ　発火の恐れのある物品は、施設内に持ち込まないこと。

ウ　火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

⑤　飲酒は、施設長が定めた時間と場所で行うこと。

（面会）

第２８条

入居者に面会しようとする外来者は、必要事項を面会簿に記入して、面会時間等の注意事項に従い、面会しなければならない。

（外出・外泊）

第２９条

入居者が外出又は外泊を希望するときは、事前に施設長に申し出なければならない。

（健康保持）

第３０条

入居者は、努めて健康に留意し、特別な事由がない限り、施設で行う健康診断、医療を受けなければならない。

（身上変更の届出）

第３１条

入居者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたとき、速やかに施設長に届けなければならない。

第７章　非常災害対策

（非常災害対策）

第３２条

施設は、非常防止と入所者の安全を図るため、別に定める防災に関する規程に基づき、常に入居者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第８章　その他施設運営に関する重要事項

（掲示）

第３３条

施設は、当該施設の見えやすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務の体制、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

（秘密保持等）

第３４条

施設の職員又は職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

２　施設は、居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

（利益供与等の禁止）

第３５条

施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介するなどの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

２　施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

（苦情処理）

第３６条

施設は、その提供した指定地域密着型介護老人福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第３者委員を設置するものとする。

２　施設は、その提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受け

た場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　施設は、その提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第３７条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

⑴虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

⑵虐待の防止のための指針を整備する。

⑶ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

⑷前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２ 施設は、サービス提供中に、従業者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、 速やかに、これを市町村に通報する。

（地域との連携）

第３８条

施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

２　指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村の職員及び事業者が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員等により構成される協議会（以下、運営推進会議という）を設置し、概ね２月に１回以上運営推進会議に対し、サービスの提供状況等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

３　前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

（事故発生時の対応）

第３９条

１施設は、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じるものとする。

２施設は、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（身体拘束等）

第４０条

１　施設は、入居者に対し身体拘束等は原則として禁止する。

２　施設は、緊急やむを得ない場合においては管理者若しくは看護職員が嘱託医又は主治医等へ連絡を行い、家族・医療機関・施設にて協議の上一時的に行うことが出来るものとする。又、解除する場合においても家族・医療機関・施設において協議を行うものとする。

３　施設は、緊急やむを得ず身体拘束等を行った場合は経過観察記録・身体拘束に関する説明書に記録するものとし、家族及び医療機関・施設の情報の共有化を図るものとする。

（夜間看護体制）

第４１条

１　施設は、入居者に対し安心かつ安全な生活を営んでいただく為に、常時、看護職員との連携を図り２４時間連絡できる体制を確保するものとする。

２　夜間帯においては、別に定める緊急連絡の手順により連絡を行うものとする。

３　緊急連絡にて連絡を受けた看護職員は、嘱託医及び、家族に連絡を行うものとする。

（看取り体制）

第４２条

１　施設は、入居者の尊厳ある安らかな最期を迎える為の環境整備に努め、その人らしい人生を全うする為の施設整備の確保を図る。

２　施設は、施設での看取り介護に関して、嘱託医、家族、管理者、看護職員、介護士、の協力体制を築くものとする。

（病状の急変等の対応）

第４３条

施設は、入居者の病状が急変等した場合は、介護職及び看護職が２４時間の連携を図り、応急手当行う一方、病状及び配置医師の医療指示等を総合的に判断し、配置医師への報告・医療指示を仰ぐ事や、協力医療機関等への緊急搬送を行うこととする。

（入居者に関する市町村への通知）

第４４条

施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

①　正当な理由なしに指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

②　偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（記録の整備）

第４５条

施設は、従業者、設備、会計及び入所者に対する施設サービスの提供に関する記録を整備し、保存しておくものとする。

①　管理に関する記録

ア　事業日誌

イ　沿革に関する記録

ウ　職員の勤務状況、給与等に関する記録

エ　定款及び施設運営に必要な諸規定

オ　重要な会議に関する記録

カ　月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表

キ　関係官署に対する報告書等の文書綴

② 入居者に関する記録
ア 入居者台帳
イ 施設サービス計画書
ウ 処遇日誌
エ 献立その他給食に関する記録
オ 入居者の健康管理に関する記録
カ 緊急やむを得ない場合に行った身体拘束等に関する記録
③ 会計に関する記録

（補則）
第４６条
この規定に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則
この規程は、令和 ２年 ３月 １日から施行する。

令和 ３年 ４月 １日改定
令和 ３年 ８月 １日改定
令和 ４年１０月 １日改定
令和 ６年 ４月 １日改定
令和 ６年 ６月 １日改定
令和 ６年 ８月 １日改定
令和 ７年 １月 １日改定
令和 ７年１２月 １日改定
令和 ８年 ４月 １日改定
令和 ８年 ６月 １日改定
令和 ８年 ８月 １日改